

「戸田市火災予防条例の一部改正（案）」について ご意見を募集します

戸田市では、重大な消防法令違反がある建物の危険性に関する情報を建物利用者に提供し、建物利用者の防火安全に対する認識を高め、火災による被害の軽減を図るため、戸田市火災予防条例の一部を改正することとなりました。

つきましては、広く市民の皆様の考えを反映させるため、下記のとおりご意見を募集いたします。

記

1 意見募集期間

平成30年3月1日（木）から平成30年3月31日（土）
まで

※最終日の窓口受付は午後5時15分まで

2 案の概要

市のホームページ（<http://www.city.toda.saitama.jp/>）並びに
予防課（消防本部5階）、市政情報室（市役所3階西側）、各福祉
センター、笹目コミュニティセンター（コンパル）、戸田公園駅前
行政センター2階、新曽南多世代交流館（さくらパル）及び上戸
田地域交流センター（あいパル）でご覧いただけます。

3 関係資料

別添 戸田市火災予防条例の一部改正（案）

4 意見の提出先

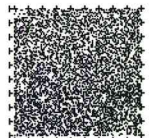
〒335-0021 戸田市新曽1875-1

戸田市消防本部 予防課

FAX 048-444-2118

Eメール syo-yobo@city.toda.saitama.jp

5 ご意見を提出する際の留意事項



提出に当たって使用する言語は日本語でお願いいたします。

提出にあたっては、住所・氏名（法人にあつては、名称・所在地等の連絡先）を明記してください。記載が無い場合は、提出意見として取り扱えない場合もあります。

6 提出された意見の公表

提出された意見については、それに対する市の考え方を付して、内容を公開することを予定しています（個別の回答はいたしません）。その際に、住所・氏名等は公表いたしません。

なお、ご意見の内容は要約し、掲載する場合があります。また、似た内容のご意見が複数寄せられた場合には、まとめて掲載する場合がありますので、予めご了承ください。

7 戸田市火災予防条例の一部改正（案）についての問い合わせ先

戸田市消防本部 予防課

電話 048-420-2125

8 戸田市市民パブリック・コメント制度についての問い合わせ先

戸田市総務部 庶務課

電話 048-441-1800

